



三重県公報

令和7年3月31日（月）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
34	三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則	（下 水 道 経 営 課）	2
35	三重県会計規則の一部を改正する規則	（ 出 納 局 ）	2
	企 業 庁 管 理 規 程		
7	三重県企業庁会計規則の一部を改正する管理規程	（ 企 業 庁 ）	3
	病 院 事 業 庁 管 理 規 程		
7	三重県病院事業庁会計規則の一部を改正する管理規程	（ 病 院 事 業 庁 ）	3

規 則

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第三十四号

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（随意契約） 第百六十七条 令第二十一条の十三第一項第一号に規定する額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>四百万円</u> 二 財産の買入れ <u>三百万円</u> 三 物件の借入れ <u>百五十万円</u> 四 財産の売払い <u>百万円</u> 五 物件の貸付け <u>五十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>二百万円</u> 2 （略）	（随意契約） 第百六十七条 令第二十一条の十三第一項第一号に規定する額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>二百五十万円</u> 二 財産の買入れ <u>百六十万円</u> 三 物件の借入れ <u>八十万円</u> 四 財産の売払い <u>五十万円</u> 五 物件の貸付け <u>三十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>百万円</u> 2 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第三十五号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（随意契約） 第七十三条 令第百六十七条の二第一項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>四百万円</u> 二 財産の買入れ <u>三百万円</u> 三 物件の借入れ <u>百五十万円</u> 四 財産の売払い <u>百万円</u> 五 物件の貸付け <u>五十万円</u> 六 前各号に規定するもの以外のもの <u>二百万円</u> 2 （略）	（随意契約） 第七十三条 令第百六十七条の二第一項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>二百五十万円</u> 二 財産の買入れ <u>百六十万円</u> 三 物件の借入れ <u>八十万円</u> 四 財産の売払い <u>五十万円</u> 五 物件の貸付け <u>三十万円</u> 六 前各号に規定するもの以外のもの <u>百万円</u> 2 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三重県企業庁長 河 北 智 之

三重県企業庁管理規程第七号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（随意契約） 第百六十四条 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>四百万円</u> 二 財産の買入れ <u>三百万円</u> 三 物件の借入れ <u>百五十万円</u> 四 財産の売払い <u>百万円</u> 五 物件の貸付け <u>五十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>二百万円</u> 2 （略）	（随意契約） 第百六十四条 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>二百五十万円</u> 二 財産の買入れ <u>百六十万円</u> 三 物件の借入れ <u>八十万円</u> 四 財産の売払い <u>五十万円</u> 五 物件の貸付け <u>三十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>百万円</u> 2 （略）

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第七号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（随意契約） 第百三十二条 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>四百万円</u> 二 財産の買入れ <u>三百万円</u> 三 物件の借入れ <u>百五十万円</u> 四 財産の売払い <u>百万円</u> 五 物件の貸付け <u>五十万円</u> 六 前各号に規定するもの以外のもの <u>二百万円</u> 2 （略）	（随意契約） 第百三十二条 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>二百五十万円</u> 二 財産の買入れ <u>百六十万円</u> 三 物件の借入れ <u>八十万円</u> 四 財産の売払い <u>五十万円</u> 五 物件の貸付け <u>三十万円</u> 六 前各号に規定するもの以外のもの <u>百万円</u> 2 （略）

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
